

事務連絡
平成25年8月7日

新型インフルエンザ等関係府省庁等担当部局 御中

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
指定公共機関からの業務計画の報告等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第2条第6号に規定する指定公共機関については、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第121号）第3条第1号から第18号まで及び同条第19号に基づく内閣総理大臣公示において定められているところです。

指定公共機関は、特措法第9条第1項に規定する業務計画を作成し、同条第3項に基づき内閣総理大臣に業務計画を報告することとされていますが、この報告等につきまして、指定行政機関となっている府省庁等におかれましては下記のとおり対応いただきますようお願いいたします。

記

1 指定公共機関からの業務計画の報告について

指定公共機関は、その業務計画を作成したときは、特措法第9条第3項の規定により、当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に報告することとされています。このため、業務計画の報告を受けた指定行政機関におかれましては、当該指定行政機関の長から内閣総理大臣への報告に遺漏のないよう対応をお願いいたします。

2 業務計画の作成に係る指定公共機関からの協力の求めについて

指定公共機関は、特措法第9条第5項において準用する同法第7条第7項の規定により、業務計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長に資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができることとされています。このため、指定行政機関におかれましては、指定公共機関の業務計画作成に際し、適切な助言や問合せへの対応を行うなど必要な協力をお願いいたします。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）

（都道府県行動計画）

第 7 条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2～6 略

7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8・9 略

（指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画）

第 9 条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。

2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
- 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第 7 条第 7 項の規定は、業務計画の作成について準用する。

6 前 3 項の規定は、業務計画の変更について準用する。